

令和4年2月9日

市内商店会長 様

横浜市経済局商業振興課長

## 「小規模事業者向け緊急支援補助金」の制度周知について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

横浜市内の小規模事業者の方々を対象に、感染症対策に役立つ設備投資にご活用いただける補助金、「小規模事業者向け緊急支援補助金」が募集開始となりますので、制度周知にご協力いただけますようお願い申し上げます。本補助金の概要は下記のとおりとなっております。

オミクロン株の感染拡大に伴い、急遽決定した支援メニューのため、周知及び募集期間が大変短くなっており、申し訳ございません。

<商店会長様へのお願い>

### ・貴商店会加盟の小規模事業者の皆様への事業の周知

小規模事業者の方向けの事業です。貴商店会の加盟の小規模事業者の皆様へ、同封の「小規模事業者向け緊急支援補助金」チラシを使用し、ご周知をお願いします。

<送付物>

- ・「小規模事業者向け緊急支援補助金」チラシ

<補助金概要>

【補助率・補助限度額】補助率：対象設備の **9/10**、補助限度額：**20万円**

【補助対象者の主な要件】

- ・横浜市内に事業所があり、小規模事業者であること
- ・申請時点で創業から12か月を経過していること

【事前エントリー期間（申請には事前エントリーが必要です。）】※期間が短く申し訳ありません

令和4年2月10日（木）10時～令和4年2月16日（水）17時

【補助対象設備の主な要件】

- ・感染症対策に役立つ設備等
- ・令和4年1月21日以降に購入した設備
- ・市内に住所を置く事業者から購入した設備

◎詳細・申込みはこちら

小規模事業者向け緊急支援補助金ホームページ

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kinkyu\\_shien.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kinkyu_shien.html)

◎問合せ先：横浜市経済局ものづくり支援課（商業振興課とは別の部署が所管しております）

小規模事業者向け緊急支援補助金担当

TEL 045-211-4493 受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）